

○嘉麻市都市公園条例

平成18年3月27日

条例第146号

改正 平成25年3月19日条例第16号

平成26年1月20日条例第1号

平成28年6月28日条例第28号

平成30年3月12日条例第12号

平成30年6月26日条例第29号

令和元年6月27日条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2及び都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、嘉麻市都市公園の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成30年条例29号〕)

(設置、名称及び位置)

第2条 市民の福祉の増進に資するため、嘉麻市都市公園(以下「都市公園」という。)を設置する。

2 都市公園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市公園 法第2条第1項第1号に規定する都市公園をいう。
- (2) 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。
- (3) 有料施設 市が設置し、有料で利用させる公園施設(別表第2)をいう。
- (4) 公園予定区域 法第33条第4項に規定する公園予定区域をいう。
- (5) 予定公園施設 法第33条第4項に規定する予定公園施設をいう。

(都市公園の設置基準)

第4条 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第6条に定めるところによる。

(追加〔平成25年条例16号〕)

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第5条 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(追加〔平成25年条例16号〕)

(都市公園の配置及び規模の基準)

第6条 市が次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
- (4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 市が主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(追加〔平成25年条例16号〕)

(公園施設の建築面積の基準)

第7条 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

(追加〔平成25年条例16号〕)

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第8条 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める割合を限度とする。

(1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合 100分の10

(2) 令第6条第1項第2号に掲げる場合 100分の20

(3) 令第6条第1項第3号に掲げる場合 100分の10

(4) 令第6条第1項第4号に掲げる場合 100分の2

(追加〔平成25年条例16号〕、一部改正〔平成30年条例29号〕)

(運動施設に関する制限)

第9条 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(追加〔平成30年条例12号〕)

(有料施設の利用及び管理)

第10条 有料施設の利用及び管理に関し、必要な事項は、嘉麻市社会体育施設条例(平成18年嘉麻市条例第178号)の定めるところによる。

(一部改正〔平成25年条例16号・30年12号・29号〕)

(利用の制限等)

第11条 市長又は嘉麻市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、都市公園の管理運営上必要があるときは、都市公園の利用を制限し、又は禁止することができる。

(一部改正〔平成25年条例16号・30年12号〕)

(利用者の義務)

第12条 都市公園を利用する者は、常に善良な管理者としての注意をもって利用しなければならない。

2 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土地の形状を変更すること。

(4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) 都市公園をその用途外に利用すること。

(6) 立入禁止区域に入ること。

(7) 指定された場所以外に車両を乗り入れ、又は駐車すること。

(一部改正〔平成25年条例16号・30年12号・29号〕)

(行為の制限)

第13条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

(1) 業としての写真撮影、募金、物品の販売その他営業行為をすること。

(2) 競技会、集会その他これらに類する催しをすること。

(3) キャンプファイヤー等の火気を使用すること。

2 市長は、都市公園の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に際し、条件を付けることができる。

(一部改正〔平成25年条例16号・30年12号・29号〕)

(許可申請者の義務)

第14条 前条第1項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 偽りその他不正な手段により利用しないこと。
- (2) 公安及び秩序を乱さないこと。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反しないこと。
- (4) その他都市公園の管理運営に支障を及ぼす行為をしないこと。

(一部改正〔平成25年条例16号・30年12号・29号〕)

(許可の取消し等)

第15条 市長は、前条の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対して、行為の許可をせず、既にした許可を取り消し、若しくは許可の条件を変更し、又は利用を中止させ、若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

2 市長は、公の行事その他特に必要があると認めるときは、行為の許可を取り消し、又はその条件を変更することができる。

(一部改正〔平成25年条例16号・30年12号・29号〕)

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第16条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

ア 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地とする。以下同じ。)

イ 設置の目的

ウ 設置の期間

エ 設置の場所

オ 公園施設の構造

カ 公園施設の管理の方法

キ 工事の実施方法並びに着手及び完了の時期

ク 都市公園の復旧方法

ケ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

ア 管理の目的

イ 管理の期間

ウ 管理する公園施設

エ 管理の方法

オ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 申請者の住所及び氏名

(2) 占有物件の管理の方法

(3) 工事の実施方法並びに着手及び完了の時期

(4) 都市公園の復旧方法

(5) その他市長の指示する事項

(一部改正〔平成25年条例16号・30年12号・29号〕)

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第17条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 占有物件の様態替えて、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占有物件の構造を変えない修繕

(一部改正〔平成25年条例16号・30年12号〕)

(占用料)

第18条 都市公園の占用の許可を受けた者は、許可の際、占用料を納めなければならない。

2 前項の占用料は、別表第3により算出した金額の合計額(その額に10円未満の端数金額が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。ただし、占用の種別が同表に規定するものに該当しない占用に係る占用料については、嘉麻市道路占用料条例(平成18年嘉麻市条例第140号)の例により算定するものとする。

(全部改正〔平成30年条例29号〕)

(占用料の減免)

第19条 市長は、国又は地方公共団体が直接その用に供するときその他特に必要があると認めるときは、占用料を減額し、又は免除することができる。

(一部改正〔平成25年条例16号・30年12号・29号〕)

(占用料の不還付)

第20条 既納の占用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(一部改正〔平成25年条例16号・30年12号・29号〕)

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第21条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量

(2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

(3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(4) その他保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(追加〔平成25年条例16号〕、一部改正〔平成30年条例12号・29号〕)

(工作物等を保管した場合の公示等の方法)

第22条 法第27条第5項の規定による公示は、保管を始めた日から起算して2週間、嘉麻市公告式条例(平成18年嘉麻市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示することにより行うものとする。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(追加〔平成25年条例16号〕、一部改正〔平成30年条例12号〕)

(工作物等の価額の評価の方法)

第23条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(追加〔平成25年条例16号〕、一部改正〔平成30年条例12号〕)

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第24条 市長は、法第27条第6項の規定により保管した工作物等について、規則で定める方法により売却するものとする。

(追加〔平成25年条例16号〕、一部改正〔平成30年条例12号〕)

(工作物等を返還する場合の手続)

第25条 市長は、保管した工作物等(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(追加〔平成25年条例16号〕、一部改正〔平成30年条例12号〕)

(公園予定区域等についての準用)

第26条 第4条から前条までの規定は、公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(一部改正〔平成25年条例16号・30年12号〕)

(損害賠償等)

第27条 都市公園を滅失し、又は損傷した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(一部改正〔平成25年条例16号・30年12号・29号〕)

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(一部改正〔平成25年条例16号・30年12号・29号〕)

(罰則)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第12条第2項の規定に違反し、同項各号に掲げる行為をした者

(2) 第13条第1項の規定に違反し、許可を受けずに、同項各号に掲げる行為をした者

(3) 第14条の規定に違反した者

2 詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者は、徴収を免れた額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(一部改正〔平成25年条例16号・30年12号・29号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の稲築町都市公園条例(平成2年稲築町条例第26号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成25年3月19日条例第16号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年1月20日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(施設等の利用に係る使用料に関する経過措置)

2 この附則に別段の定めがあるものを除くほか、この条例による改正後のそれぞれの条例における施設等の利用に係る使用料の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る使用料で施行日以後に納付されるものから適用する。

(経過措置の委任)

6 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

附 則(平成28年6月28日条例第28号抄)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成28年規則第26号で平成28年7月1日から施行)

附 則(平成30年3月12日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年6月26日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(手続等に関する経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(令和元年6月27日条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(施設等の利用に係る使用料に関する経過措置)

- 2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のそれぞれの条例における施設等の利用に係る使用料の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る使用料で施行日以後に納付されるものから適用する。
- 3 この条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例の規定により施行日以後の利用について許可を得、かつ、当該許可に係る使用料で施行日前に納付するものについては、なお、従前の例による。

(経過措置の委任)

- 6 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

別表第1(第2条関係)

名称	位置
稲築漆生児童公園	嘉麻市漆生1575番地2
稲築公園	嘉麻市岩崎1084番地
稲築公園(拡張部)	嘉麻市岩崎1096番地
稲築鴨生公園	嘉麻市鴨生418番地6
稲築町制40周年記念公園	嘉麻市平959番地1
稲築山野運動公園	嘉麻市山野2009番地1
稲築冲出古墳公園	嘉麻市漆生78番地1

別表第2(第3条関係)

(一部改正〔平成28年条例28号〕)

施設名	
稲築鴨生公園内	運動場
稲築山野運動公園内	野球場

別表第3(第18条関係)

(一部改正〔平成25年条例16号・26年1号・30年12号・29号・令和元年20号〕)

占用の種別	単位	占用料
集会等	3時間までごとに	550円
写真撮影業	1台につき1日	165円
広告及び宣伝の放送	1回につき1日	165円
露店	3.3m ² につき1日	55円